

平成 29 年度 第 1 回安曇野市環境審議会 会議概要

1	審議会名	平成 29 年度 第 1 回 安曇野市環境審議会
2	日 時	平成 29 年 4 月 24 日 (月) 午後 1 時 30 分から午後 3 時 48 分まで
3	会 場	本庁舎 3 階 共用会議室 305
4	出席者	環境審議会委員 9 名
5	市側出席者	宮澤市民生活部長 久保田課長・蓮井係長 (市民生活部 環境課) 丸山係長・斉藤主査 (農林部 農政課) 白澤課長・横川補佐 (市民生活部 廃棄物対策課)
6	公開・非公開の別	公開
7	傍聴人	1 名 (市民タムス)
8	会議概要作成年月日	平成 29 年 4 月日

協 議 事 項 等

【進行表】

1. 開会
2. 委嘱書交付
3. 会長あいさつ
4. 市民生活部長あいさつ
5. 審議・報告事項
 - (1) 三郷地区畜産臭気対策について
 - (2) 平成 29 年度安曇野市一般廃棄物処理実施計画について
 - (3) 安曇野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正について
 - (4) その他
6. 閉会

【議事】

- (1) 三郷地区畜産臭気対策について

<環境課・農政課から説明>

<質疑>

会 長：事務局から説明がありましたが、質疑ございますか。

委 員：苦情についてですが、近隣の方なのか、通りがかりの方なのか、苦情の内訳と、農家と近隣の方との関係はどうか。

会 長：苦情が通りがかりの方からなのかどうかという質問です。

環境課：近隣の方からです。地区の役員、環境部長からも寄せられている。苦情の件数は減ってきているが、ホットラインにかけても改善しないという意識も一部ではあるのではないかと思う。ただ、臭気モニターの報告数が減少しているということからは、臭気の低減

になっているということになると思う。

委員：近隣と農家の距離はどのくらいか。

会長：データの正確性と、モニターへの臭いの教育はどのようにしているのか。

環境課：畜産団地周辺に人家はない。500～600m離れている。苦情については、日中に発生した臭いが上空へ上がり、時間の経過ののち下に降りてくるという傾向があるのではないかとわれている。ある程度遠くで臭いが降りてくるのではないかと考えている。全体的には減少しているが、夜間に臭いが発生するという事になっているのではないかと考えている。

また、臭気モニターへの研修は、これまでは机上での説明であったが、臭気強度の違いが理解されていなかった。そのため、今年から現地の畜産団地にて実際の臭気により、豚と牛の違い、臭気強度の確認していただいた。

会長：このデータが我々の情報ということになる。どの程度の人たちが理解しているか疑問にはなっていた。

環境課：苦情データも大切だが、臭気モニターのデータがより大切と考える。モニターデータについて、上長尾畜産団地の他に野沢畜産団地もあり、モニター、苦情が多くなってきているため、注視していかなくてはいけないと感じている。

委員：モニターが毎年変わってしまうとのことだが、データとしてはかなり不確定になるのではないかと。毎年モニターが変わってしまう理由はなんですか。

環境課：区長さんに依頼して推薦をいただく方法を取っているため、区の事情で変わってしまうことがある。

委員：定点観測ができれば、データとして正確になる。20人の内10人は継続するなどできないか。

環境課：今後、区へお願いしていく。

委員：モニター結果について、どの様なことが分かったと言えるか。臭気指数規制の議論の時に、今後の状況によっては規制値の見直しも考えるということであったと思うが。

環境課：畜産悪臭対策協議会がある程度大きな影響があったと思う。畜産農家、区役員等が参集する中で、議論がなされた。そのような中で、畜産農家も対策の必要性和重要性を理解し、実際に消臭剤の散布や浄化槽改修などの対策がなされ、このように減ってきたと考えている。

委員：モニターの数値からだけではなく、全体的な対策や状況からの説明もしていただきたい。

事務局：モニターが代わっても以前からお住まいの方なので、これまでの臭いの変化は理解いただいていると考えている。3月の畜産悪臭対策協議会の中でも長い間協議会に出席いただいている方からも10年前よりはかなり変わったと言っていたので、成果は出ていると感じている。

会長：消臭剤が毎年変わっており、効果がないという回答が毎年のものであるが、消臭剤について、今後どのようにお考えか。

農政課：毎年違う物を検証しているように見えるが、リサイクルメイトに関しては、27年度に試験を行い、堆肥に混ぜた場合は一定の効果がありそうだという結果が出た。スラリー

状の水分の多いものには効果がなさそうだという結果も出ている。大雑把な傾向がつかめたが、微生物であるために即効果が現れるものではなく、堆肥舎等の中で良い生態系を作ることによって効果を出すというもの。リサイクルメイトについては、効果があるという農家では27年度から導入しており、継続して使用することで効果が現れてきている状況であり、堆肥舎では効果があるのではないかと感じる。今後も臭いについての相談があった場合に、堆肥舎への使用について案内していこうと考えている。

新しい資材等については、消臭剤は2次的な対策であり、糞尿の処理や堆肥化の迅速化などの基本的なことについて指導方針としている為、消臭剤は2次的に検討していくと考えている。

委員：乳酸菌の病気などへの影響は如何か。

農政課：乳酸菌が直接、病気へ影響するというのではなく、乳酸菌のプラントを設置していた堆肥センターの隣が肥育豚の農家であった。当時、乳酸菌を配達していた先の別の農家で豚の病気が発生した。車両が行き来することで病気が移ることを防止するため、松本家畜保健衛生所から「ウイルスを媒介して広めてしまう恐れがあるため止めるように」という指導があったため、一旦中止した。それ以降は取りやめている状況。

委員：そのことで、29年度も中止ということか。病気は終息したのではないか。

農政課：病気はまだ終息していない。一旦病気が出てしまったことに畜産農家はかなり気を使っている。再開には、理解が得られない状況。

委員：乳酸菌とウイルスの話は別ではないか。乳酸菌により病気にかかるというのはどういうことなのか。

農政課：配達に使用する車両にウイルスが付着し、別の農家へ運ばれてしまうことを防ぐためである。

委員：それならば、乳酸菌を作る場所を変えればいいのではないか。

農政課：ウイルスは減っているが、まだまだ正常化宣言が出せない状況と聞いている。発生は落ち着いているが、ウイルスは残っている。また、乳酸菌プラントを別の場所へという検討はしているが、管理していただける場所がない。

会長：来年度はウイルスについてのデータを報告してください。

農政課：報告できるのか、県へ問い合わせます。

委員：2ページ⑤、畜産農家の夏場の長時間測定の実施とあるが、どの様な方法で行うのか。

農政課：パッシブドジチューブという検知管を使用し測定する。アンモニアと硫化水素について測定する。

委員：悪臭対策協議会の会長を昨年から引き受けている立場から報告します。臭気指数の規制により一定の成果が出ているということと、本日の資料にはないが、畜舎内の複数の場所でアンモニアや硫化水素の数値を図っており、数値は減ってきている。このような数字を見る限り、数値規制をしっかりやっければ希望はあると強く感じている。ついては、本年度で方向を定め、早く軟着陸させるつもりで取り組んでいきたい。希望があるので、それを柱に行うことを協議会の委員にも確認を取っている。市もこれからも力を入れてやっければよくなるのだという強い気持ちでやっていただきたいと思う。

(2) 平成 29 年度安曇野市一般廃棄物処理実施計画について

< 廃棄物対策課から説明 >

< 質疑 >

会 長：事務局から説明がありましたが、質疑ございますか。

委 員：個人的な質問だが、自宅近くの畑に土地所有者が簡易焼却炉を設置し家庭ごみらしきものを燃やしているが、簡易焼却炉の設置はできるのか。

廃棄物対策課：ごみの出し方の手引きにもあるが、野外焼却については一部例外を除き罰則規定が設けられている禁止事項である。

簡易焼却炉については許可の基準に合ったものでないと使用できない。物を見ないと何とも言えないが、低温で焼却するとダイオキシンが発生する。許可される焼却炉は何百万円もする。法改正前は、ブロック積み、ドラム缶、素掘り穴での焼却があったが、現在は一切禁止になっている。

委 員：4 月 18 日の市民タイムスに県内のごみの排出量が全国最小という記事が掲載されている。その中に、長野県の一人当たりの排出量 836 グラムとある。資料 2、1 ページ (4) ごみの処理量見込みでは、可燃ごみが 370.8 グラム、資源物が 80.7 グラム、不燃ごみと埋立ごみから 17.1 グラムを合計すると約 470 グラムになるが、836 グラムと 470 グラムの差は粗大ごみになるのか。

廃棄物対策課：算出方法が違うため、市としては合わせないといけないと思っており、現在作業を進めている。長野県発表の数字はチャレンジ 800 という事業に中の数字である。一人 1 日当たりの排出量が家庭系と事業系ごみ、資源物の全てが入っているため、分母が大きくなり、数値が大きくなる。それに対して、安曇野市発表の数字は家庭系可燃ごみだけである。安曇野市もチャレンジ 800 を根拠に算出すると、796 グラムくらいになる。県内において、村部は少ない傾向だが、長野市、松本市、安曇野市は数字全体を引き上げている。現在、各種報告などの数字にはこの資料の数字を使っているが、今後はチャレンジ 800 の数字に合わせていきたいと考えている。

委 員：家庭ごみの可燃物の中には生ごみがあるが、生ごみの平均は出るのか。

廃棄物対策課：穂高広域施設組合からの資料によると、投入される家庭系可燃ごみ、いわゆる燃えるごみの中のごみ質検査によると、約 3 割が生ごみであると言われている。穂高広域には約 30,000 トンの可燃ごみがある。その 3 割が生ごみであり、その 80 パーセントが水分だと言われている。市も生ごみコンポスターの積極的な活用を施策的に考えている。さらに拡大していくことで減量につながると思っている。農家等においては、コンポスターが十分に設置されているので積極的な申し込みはない。どちらかという、農家のような庭や畑を持たない方に活用していただきたいと思っている。

委 員：燃えるごみ袋で家庭ごみを出すときに、ゴミは臭くならなければ出さなくて済むと感じている。生ごみを分離することができればごみの量も変わってくるのではないかと思う。ごみが減り、指定袋を使う量も減ると、予算的にごみの収集にも影響が出てくるのか。

廃棄物対策課：現在、歳入として 9,500 万円ほどの収入がある。穂高広域施設組合への負担金約 5 億円や収集運搬料約 2 億円に理念に基づき充当することで、事業へ還元している。

委員：6 ページ、ごみの減量化と資源化リサイクルの推進に向けた取り組みの②、「新たな生ごみ減量手法について検討する」、「生ごみの減量、資源化に指導助言できる人材等の育成についても検討する」と記載されているが、現時点で検討されていることがあれば教えていただきたい。

廃棄物対策課：新たなごみ減量手法は先程の生ごみ処理機について拡大をしていきたいということも加えて、この後の条例の改正に出てくるが、安曇野市のごみの量は減っていない現状にある。横這いまたは微減である。計画が追い付いていない現状があるため、計画通りの減量を進めていきたいという考えの中で、家庭系廃棄物は既に市民の努力によりしっかりやられていると感じているが事業系廃棄物がなかなか減っていない。家庭系の減少以上に事業系が出るという形である。事業系とは、飲食、宿泊などの経済活動に伴って出るものが多くあると考えている。この部分に積極的に取り組んでいきたいと思う。松本市が積極的に取り組んでいる食品ロスに、安曇野市でもチャレンジ 800 の中で食品ロスに取り組んでいるが、それを踏まえ事業系もリサイクルセンターを利用できる資源物の出し方、事業所への生ごみ処理機の導入によって減量ができないかと考えている。資源化指導できる人材の育成は、リサイクルセンターを管理運営する団体により、積極的に環境学習会などを開催していただき、市民の皆様に環境に対する意識の啓発を図っていただく人材の育成をしていきたいと考えている。

会長：3 ページには、「焼却残渣は民間事業者に委託して埋立処分」とあるが、この民間業者を正しく市は管理しているのか。

廃棄物対策課：解りにくい表現であるが、安曇野市の最終処分用のことを言っている。穂高広域施設組合から出た焼却灰、焼却残渣は市では自区内処理の最終処分場を持たないため、現在、県内 1 箇所、県外 1 箇所の民間が経営する最終処分場に処理費を支払い、委託処分をしている。民間の処分場を使用しないと、安曇野市は処理ができないということである。穂高広域施設組合の管理になるが、年に 1 回現地に赴き現地調査を行っている。搬出する焼却灰も、ダイオキシン、放射性物質の検査をするなど、しっかりと管理をしている。

委員：関連だが、何年か前に最終処分業者が倒産し、費用の一部を安曇野市が負担したという記事があったが、その後はどうなっているのか。

廃棄物対策課：福井県のキンキクリーンセンターのことではないか。平成 12 年から 16 年頃にかけて穂高広域施設組合が焼却灰を搬出していた。許可を受けていた量の何倍もの違法増設をし、自転車操業を繰り返し、経営できなくなって倒産した。住民から有害物質が漏れているという指摘を受け、福井県と敦賀市が強制代執行した。漏れることのない恒久的な工事を行い何百億かかっている。この負担を裁判にて搬出したところに求めた。全国 60 団体に対して提訴をした。穂高広域施設組合においても係争中である。

(3) 安曇野市廃棄物処理及び清掃に関する条例の全面改正について

< 廃棄物対策課から説明 >

< 質疑 >

会 長：事務局から説明がありましたが、質疑ございますか。

委 員：土地というのは農地は含まれるのか。

廃棄物対策課：基本的には土地全般の中に農地は含まれる。荒廃農地に病害虫が発生することも対象になる。農業委員会、農政課と連絡を取り行っていくことになる。

委 員：5 ページ、農地の場合、あちこちに草の繁茂が見受けられ、環境によくないと見受けられるが、17 条の 4 には含まれないということなのか。

廃棄物対策課：条例 17 条の (1) から (6) のどれに該当するかは難しい。具体的にどのような状態であるかを規則で定めている。資料 3、第 8 条をご覧ください。「条例第 17 条第 4 項第 1 号に掲げる悪臭の発生している状態とは土地又は建物の所有者等以外の市民が不快に感じる臭気が発生している状態を指す。」とあり、当事者が良いと言っても、周辺の方が悪臭が発生しているというのならば、ダメということ。現在、具体的な点についてガイドラインを作成している。環境課で定めている臭気指数規制に該当するかというガイドラインを定めているところ。次に「はえその他衛生上有害な虫又はねずみその他の動物が発生している状態とは、土地又は建物の所有者等の所有又は占有する建物において、複数の衛生上有害な虫又は動物が発生している状態を指す。」ということなので、蚊が 1 匹飛んでいただけではダメである。大量に発生している状態が慢性的に続いており、状態がよくないということである。次に、「火災が発生するおそれがある状態とは、木くずや紙くず等が集積又は放置され、放火等による火災発生の恐れがある状態を指す。」「交通の障害となっている状態とは、土地又は建物の所有者等の所有又は占有する土地又は建物より繁茂した草木又は集積した物が敷地外へ出ている状態を指す。」ということで、草が繁茂していても交通の障害がない、病害虫が発生していないなど、規則に該当することがなければ OK ということになるが、苦情等の内容によって総合的に判断していかなければいけないと思っている。ガイドラインの中では項目を採点化し、加点方式により一定の数値を超えた場合は、該当するというようなことも整備をしているところ。話し合いの中で十分改善が見込める場合は、該当しないという考え方になる。

委 員：屋敷林の落ち葉の飛散やトイの詰まり、枝の飛び出しなどは該当しないということで良いか。

廃棄物対策課：住民との間のことであれば、隣地の方とお話をさせていただくことになる。道路、公共用地の中で通行の往来の支障になっている等については、対応がなされれば即、条例等が適用されるということではない。

委 員：2 点お聞きする。最初に、資料 3-1、2 ページ。③「公共の場所の清潔の保持」について「そして、その違反につき勧告、命令を行うことができること。また、当該命令違反につき罰則を定めること。」とあるが、資料 3-2、条例案 4 ページの 16 条では、「勧告することができる」と書いてあるが、命令の規定が入っていない。また、31 条の罰則との関係はどうなのか、ということが 1 点。

次に、資料 3-3、3 ページ、規則第 10 条第 3 項にて事前手続きについて規定されている。計画者に提出を求める事業計画書の様式や添付書類の記載がないが、どの様に扱うのか。

廃棄物対策課：公共の場所の清潔の保持については、弁護士とも相談をし、罰則規定を外した。罰則規定を行う場合、市の職員を総動員しても足りない状態になると言われた。大都市には区などが委託した監視員がおり、定期的に見回りポイ捨てや違法駐輪自転車を取り締まっているが、安曇野市が同じ様に行うには、市の職員がいたるところで見張ることで、ポイ捨て、違法投棄を見つけなければ、この条例は施行できないと言われたため、外し、勧告するまでにとどめた。今回初めての施行でもあるため、運用の中で抑止効果がなければ、考えていかななくてはいけないと思うが、今回は理念を求めるということで、ポイ捨て等については、今回は罰則までは設けていない。

次に、規則に定める様式については、現在出来上がっているが、細部の調整があり本日は添付していないため、出来次第お送りさせていただきたい。

委員：改正の概要と条例案が合っていないのではないかと思います質問した。

廃棄物対策課：改正の概要作成時は、命令違反について罰則を定めることで進めていた。本日の資料 3-1 は 12 月に行ったパブリックコメント時のものである。その後、弁護士、検察庁と何回も協議を重ね、罰則を求めないことになったため、正しい内容は条例案である。改正の概要は古いままになっている。失礼しました。

(4) その他について

事務局：会議時間が伸びているため、本日お配りした「新ごみ処理施設整備基本計画」については、次回説明させていただく。

今後の環境審議会のスケジュールについて説明させていただく。本年度は第 2 次環境基本計画の策定の年である。そのため、全 7 回の予定でスケジュールを組ませていただいた。

次回、第 2 回は 5 月 18 日 9 : 30 からの開催を予定している。第 3 回の 8 月下旬に諮問させていただきたい。第 4 回を 10 月下旬に開催し、素案の審議を行う。第 5 回を 11 月下旬の開催し、パブリックコメント案の作成を行う。第 6 回を 1 月下旬に開催し、最終案の確定、答申としている。第 7 回は開催は未定だが、3 月下旬を予定したい。以上のスケジュールで行いたいと思うので、よろしく願いしたい。第 2 回において、年間の日付を入れたスケジュール案をお示しする。

会長：本日の議題は以上で終了となります。第 1 回環境審議会を閉じます。大変ご苦勞様でした。

午後 3 時 48 分終了